



北海道

令和5年度人材確保  
緊急支援事業

道内事業所が、道内、道外の人材を期間内雇用で  
事業所に支援金等を支給

事業者用



道内外の就労者を奨励、道内事業者の人材確保を支援！  
／ 多様な人材の採用を支援いたします！ ／



道内事業所が、

道内、道外の人材を期間内雇用で

支援金

10万円

離職期間1年以上の者を雇用すると、

加算金 10万円

最大20万円！



申請募集企業  
250社

## 対象職種（24職種）

※第4回改訂厚生労働省編職業分類中の下記

09.建築・土木技術者等 12.医師、薬剤師等 13.保健師、助産師等 14.医療技術者 16.社会福祉の専門的職業 19.教育の職業  
34.営業の職業 36.介護サービスの職業 37.保健医療サービス 38.生活衛生サービス 39.飲食物調理の職業 40.接客・給仕  
の職業 42.その他のサービス 45.その他の保安職業 52.金属材料製造等 54.製品製造・加工処理 60.機械整備・修理の職業  
66.自動車運転の職業 69.定置・建設機械運転 70.建設躯体工事の職業 71.建設の職業 72.電気工事の職業 73.土木の職業  
76.清掃の職業

## 事業者さまへ

- 道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、道内在住者又は 道外在住者を一定期間雇用する事業所。
- 労働基準法その他労働関係法令を遵守する事業所。

労働関係法令を厳守しましょう！  
守るべき雇用ルールをいま一度チェックしましょう！

休暇を  
とらせない

休日を  
とらせない

残業手当を  
支払わない

労働条件  
通知書を  
交付しない

実施主体：北海道経済部労働政策局産業人材課

運営：ヒューマンアカデミー株式会社

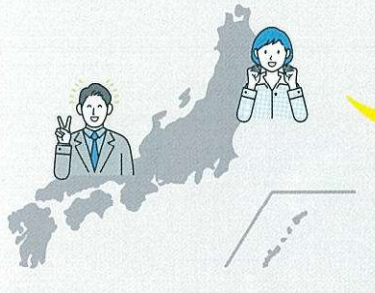
事業概要

人手不足が深刻な業種(表面参照)の道内事業者が、道内外の求職者を一定期間以上雇用した場合に、**事業者**に**支援金10万円**(+離職期間1年以上の者を雇用した場合**10万円加算**)[1回限り]、**就労者**に**奨励金10万円**(+移動費実費※上限10万円)を支給します。

※移動費実費とは、航空券・JR料金等(引越費用等は含みません)

労働時間が20時間/週以上、31日以上  
の雇用見込みあり、離職期間1ヶ月以上

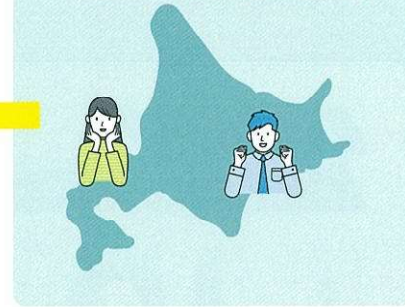
北海道**以外**にお住まいの方は  
3週間に**つき10日以上**働く



北海道**内**の事業所限定



北海道**に**お住まいの方は  
3週間に**つき10日以上**働く



※学校卒業後、正社員やパート・アルバイトなど就業経験のない方は対象となりません。

支援金等の支給要件

●北海道内事業所の皆さま

- ・労働基準法その他関係法令を遵守する事業所
- ・道内に本店もしくは主たる事業所を有する法人または個人であって、条件を満たす就労者を一定期間雇用する事業所。  
(+離職期間1年以上の者を雇用した事業所)

※要件を満たす方の雇入れ数に制限はありませんが、事業所への支援金等支給は1回限りです。

●就労者の皆さま

・令和5年12月4日(月)から令和6年3月31日(日)までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方

・3週間につき10日以上勤務した方

・道内に在住する方は上記に加え、労働時間が20時間/週以上、31日以上  
の雇用見込みがあり、離職期間が1か月以上である方

申請手続きの流れ

申請はメール申請または郵送で!

求職者を  
採用



審査申請

- ・HPから必要書類のダウンロード、若しくは事務局から郵送
- ・事業所・個人が記入・発送
- ・申請書類提出時(メール、郵送可)
- ※押印書類(様式1)については郵送のみ(記入内容の確認等でメール送付は可)
- ・審査時(メール、郵送可)

必要書類を送付  
(審査)



支給申請に必要な情報の提出を  
してもらいます。

審査後、指定した  
振込先口座に  
支援金等が

**入金**



●申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

審査申請受付期間:令和6年1月31日(水)~令和6年5月21日(火)(当日消印有効)

※対象期間内に雇用契約を締結後、採用した就労者の勤務初日が令和5年12月4日(月)~令和5年1月31日(水)までの場合は、3月31日までの提出となります。

留意事項

※勤務初日の早い日順で支援金と加算金を決定します。支援金と加算金は予算の範囲での支給となるため、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても支援金と加算金は支給できませんので、あらかじめご了承願います。

※申し込み状況に応じて、勤務日が重複する場合など、出来る限り支給できるよう、予算上限に達するまで電子くじによる選定を行う場合があります。

**!** **注意:** 労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、支援金等は支給されません。

問い合わせ先「人材確保緊急支援事業」コールセンター

TEL: 050-3611-6664

受付時間 月~金(10:30~19:00)、土(10:00~17:00)

※日曜・祝日や上記時間以外はメールで受付し、後日回答致します。

E-mail: jinzaikakuho-winter@athuman.com

URL: https://jinzaikakuho-winter.pref.hokkaido.lg.jp/business/



申請書類送付先

「人材確保緊急支援事業」事務局

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3-1-6  
札幌小暮ビル 7階

「人材確保緊急支援事業」事務局 宛



人手不足が深刻な業種の道内事業所に就職する皆様に

令和6年3月31日までに対象職種に従事すると、

奨励金

10万円

さらに

移動費 10万円(実費上限)まで対象!

最大20万円!

道内外の就労者を奨励、道内事業者の人材確保を支援!

北海道の多様な優良事業者と、北海道の魅力・楽しみが待っている!

申請募集人数

500人

### 対象職種(24職種)

※第4回改訂厚生労働省編職業分類中の下記

- 09.建築・土木技術者等 12.医師、薬剤師等 13.保健師、助産師等 14.医療技術者 16.社会福祉の専門的職業 19.教育の職業
- 34.営業の職業 36.介護サービスの職業 37.保健医療サービス 38.生活衛生サービス 39.飲食物調理の職業 40.接客・給仕の職業
- 42.その他のサービス 45.その他の保安職業 52.金属材料製造等 54.製品製造・加工処理 60.機械整備・修理の職業
- 66.自動車運転の職業 69.定置・建設機械運転 70.建設躯体工事の職業 71.建設の職業 72.電気工事の職業 73.土木の職業
- 76.清掃の職業

#### 対象者

令和5年12月4日から令和6年3月31日まで に一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方

#### <条件>

- 道外に在住する方: 3週間に付き10日以上勤務
- 道内に在住する方: 離職期間が1か月以上、労働時間が週20時間以上、31日以上の雇用見込みがあり、3週間に付き10日以上勤務

長期離職者の皆様<sup>※</sup>も、この機会をぜひ活用してください!

※離職期間1年以上の求職者を雇用した場合、審査の結果、雇用主に支援加算金が支給されます

# 令和5年度人材確保緊急支援事業

## 事業概要

道内在住者又は道外在住者が、人手不足が深刻な業種(表面参照)の道内事業所において一定期間以上雇用された場合に、**就労者に奨励金を10万円**(+移動費実費上限10万円)、**事業者に支援金10万円**(+離職期間1年以上の者を雇用した場合10万円加算)を支給します。[1回限り]

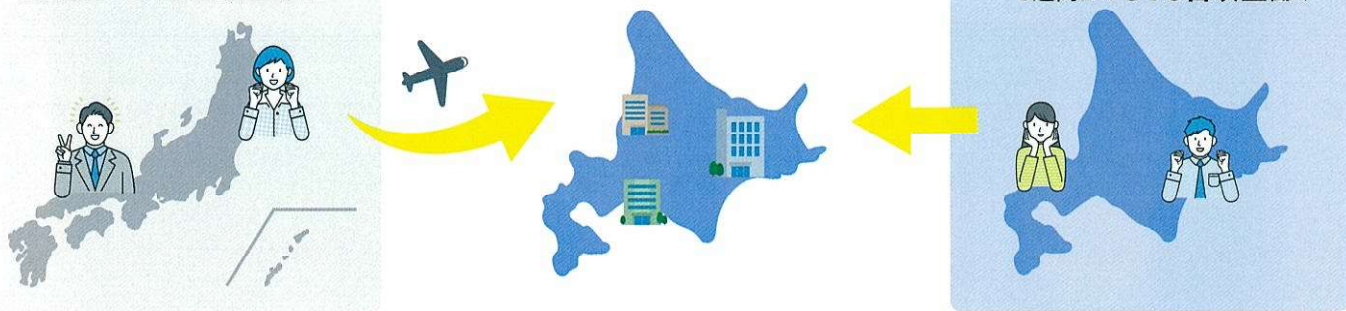
※移動費実費とは、航空券・JR料金等(引越費用等は含みません)

労働時間が20時間/週以上、31日以上の雇用見込みあり、離職期間1ヶ月以上勤務

北海道以外にお住まいの方は  
3週間に付き10日以上働く

北海道内の事業所限定

北海道にお住まいの方は  
3週間に付き10日以上働く



※学校卒業後、正社員やパート・アルバイトなど就業経験のない方は対象となりません。

## 奨励金等の支給要件

### ● 就労者の皆さま

・令和5年12月4日(月)から令和6年3月31日(日)までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方

・3週間に付き10日以上勤務した方

・道内に在住する方は上記に加え、労働時間が20時間/週以上、31日以上の雇用見込みがあり、離職期間が1か月以上である方。

### ● 北海道内事業所の皆さま

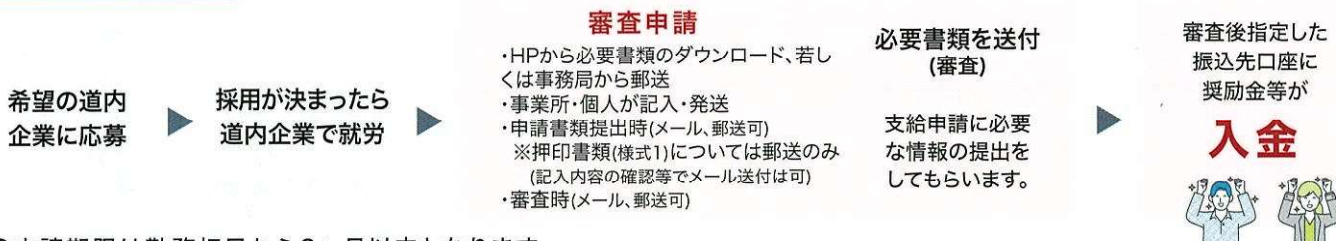
・労働基準法その他労働関係法令を遵守する事業者。

・道内に本店若しくは主たる事業所又は事業所を有する法人又は個人であって、道内在住者又は道外在住者を一定期間雇用する事業者。



## 申請手続きの流れ

申請はメール申請または郵送で!



● 申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

審査申請受付期間: 令和6年1月31日(水)～令和6年5月21日(火)(当日消印有効)

※対象期間内で雇用契約を締結後、勤務初日が令和5年12月4日(月)～令和6年1月31日(水)までの場合は、3月31日までの提出となります。

## 留意事項

※勤務初日の早い日順で奨励金と移動費を決定します。奨励金、移動費は予算の範囲での支給となるため、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても奨励金、移動費は支給できませんので、あらかじめご了承ください。

※申し込み状況に応じて、勤務日が重複する場合など、出来る限り支給できるよう、予算上限に達するまで電子くじによる選定を行う場合があります。

⚠ **注意:** 労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、奨励金等は支給されません。

問い合わせ先「人材確保緊急支援事業」コールセンター

TEL: 050-3611-6664

受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や上記時間以外はメールで受付し、後日回答致します。

E-mail: jinzaikakuho-winter@athuman.com

URL: <https://jinzaikakuho-winter.pref.hokkaido.lg.jp/worker/>



## 申請書類送付先

「人材確保緊急支援事業」事務局

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3-1-6  
札幌小暮ビル 7階

「人材確保緊急支援事業」事務局 宛